

令和 7 年 6 月 3 日 開会

むつ市議会第 2 6 4 回定例会提案理由

ただいま上程されました 10 議案 17 報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第 25 号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるためのものであります。

次に、議案第 26 号 むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例についてであります。本案は、市の地域産業の活性化を図り、既存の観光・物産の機能に加え、新たな産業活動の創出拠点として運営を行うため、むつ^か来さまい館及びむつ下北観光物産館の設置目的を統合するほか、所要の条文整備をするものであります。

次に、議案第 27 号 むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和 9 年 1 月を始期とするむつ市こども計画の策定等に関する事項及びこども施策の推進に関し必要な事項の調査審議を行うため、所掌事務にこれらの事項を加え、委員を増員するほか、所要の条文整備をするものであります。

次に、議案第 28 号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、公共下水道の区域縮小に伴い、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第 29 号 工事請負契約についてであります。本案は、むつ市湯野川温泉濃々園建設工事に係る建築工事について、工事請負契約を締結するためのものであります。

次に、議案第 30 号 財産の取得についてであります。本案は、むつ市消防団むつ消防団第 6 分団に配備しております消防ポンプ自動車について、老朽化が著しいことから車両を更新するためのものであります。

次に、議案第 31 号 むつ市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づく財政上の特別措置を活用するため、むつ市過疎地域持

続的發展計画の一部を変更するものであります。

次に、議案第 32 号 市道路線の廃止についてであります。本案は、国との併用林道協定の解除により、田屋・奥内線を廃止するものであります。

次に、議案第 33 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本案は、人権擁護委員法第 9 条ただし書の規定により任期満了後もその職務を行っていただいている委員の後任として向川明氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第 34 号 令和 7 年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、3 億 9,561 万 1,000 円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、413 億 1,261 万 1,000 円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費では、防災行政無線音声配信システム運営事業に係る I P 無線機の購入費等のほか、地方公共団体情報システム標準化事業費を増額しております。

民生費では、令和 6 年度に給付した定額減税補足給付金に係る不足額給付事業費のほか、こども・若者の生活基盤の安定化から結婚・子育てに至るまでの一体的な支援を図るため、こども計画の策定業務費を計上しております。

衛生費では、帯状疱疹のワクチン接種費用を補助する定期予防接種事業費のほか、造血幹細胞の移植等の医療行為により、ワクチンの再接種が必要になった場合の再接種費用を補助する任意予防接種事業費を計上しております。

労働費では、市内の雇用促進を図るため、企業の事業停止等により解雇となった方及び自己の意に反し離職を余儀なくされた方を常用労働者として雇用した事業主に交付する離職者雇用奨励金を計上しております。

農林水産業費では、関根浜沿岸漁業振興対策事業費を増額しております。ほか、関根漁港の漁港施設の長寿命化を図るため、関根漁港施設老朽

化対策事業費を計上しております。

商工費では、市の商工業の発展と中心市街地の活性化を図るため、むつまじなオフィス改修事業費のほか、三大都市圏等から専門知識を有する即戦力人材を招致することで地域の課題の迅速な解決を図るため、地域活性化起業人派遣負担金を計上しております。

土木費では、急傾斜地の危険箇所の解消を目的とした県事業に対する負担金を増額しておりますほか、教育費には、様々な要因により通学できない児童生徒に対し多様な学びの場を提供するため、学びの多様な学校設置事業費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金では歳出との関連において補助見込額を調整しておりますほか、補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。市債では、関根漁港施設老朽化対策事業外2事業の事業費の変更に伴い、借入見込額を調整しております。

なお、なかよし会の支援単位を1単位増設することに伴う放課後児童健全育成事業業務委託料増設分の外2事業について、債務負担行為を追加しております。

次に、報告第5号についてであります。これは、令和6年度むつ市一般会計において、継続費を設定しております事業に係る逡次繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第6号についてであります。これは、令和6年度むつ市一般会計において設定しておりました繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものであります。

次に、報告第7号及び報告第8号についてであります。これらは、令和6年度むつ市水道事業会計及び令和6年度下水道事業会計において、翌年度に工期を延長した事業に係る予算繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第9号、報告第10号及び報告第11号についてでありま

すが、これらは、むつ市議会第261回定例会において御議決賜りましたむつ市デジタル防災センター整備工事に係る建築工事及び機械設備工事並びにむつ市議会第260回定例会において御議決賜りました第80回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事に、工事内容を一部変更し、契約金額を変更することについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第12号から報告第14号まで、報告第20号及び報告第21号についてであります。これらは、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより専決処分したものでありまして、報告第12号は本年1月29日にむつ市金谷二丁目地内の市道において発生した自動車損傷事故、報告第13号は本年2月26日にむつ市川内町高野川地内の市道において発生した自動車損傷事故、報告第14号は本年1月24日にむつ市松森町地内の市道において発生した自動車損傷事故、報告第20号は本年1月10日にむつ市役所本庁舎駐車場において発生した自動車事故、報告第21号は本年2月15日にむつ市脇野沢九艘泊において発生した自動車損傷事故に係るものであります。

次に、報告第15号についてであります。これは、地方税法の一部改正に伴い、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、軽自動車税の種別割に係る二輪車の車両区分の見直しに係る改正等をしております。

次に、報告第16号についてであります。これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充をしております。

次に、報告第17号についてであります。これは、関係法令の一部改正に伴い、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、条例の有効

期限及び固定資産税の不均一課税に係る適用期限を延長しております。

次に、報告第18号についてありますが、これは、関係省令の一部改正に伴い、むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、固定資産税の課税免除に係る適用期限を延長しております。

次に、報告第19号についてありますが、これは、令和6年度むつ市一般会計補正予算でありまして、事業費の確定及び決算見込みにより、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました10議案17報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決及び御承認賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月 3 日開会

むつ市議会第 2 6 4 回定例会議案

目

次

議案第 2 5 号	むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	5
議案第 2 6 号	むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例	11
議案第 2 7 号	むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	17
議案第 2 8 号	むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第 2 9 号	工事請負契約について (むつ市湯野川温泉濃々園建設工事(建築工事))	23
議案第 3 0 号	財産の取得について (消防ポンプ自動車)	25
議案第 3 1 号	むつ市過疎地域持続的発展計画の変更について	27
議案第 3 2 号	市道路線の廃止について	31
議案第 3 3 号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて	35
議案第 3 4 号	令和 7 年度むつ市一般会計補正予算	37
報告第 5 号	令和 6 年度むつ市一般会計継続費繰越計算書	39
報告第 6 号	令和 6 年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書	43
報告第 7 号	令和 6 年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書	49
報告第 8 号	令和 6 年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書	53
報告第 9 号	専決処分した事項の報告について (工事請負契約の一部変更契約について(むつ市デジタル防災センター整備工事(建築工事)))	57
報告第 1 0 号	専決処分した事項の報告について (工事請負契約の一部変更契約について(むつ市デジタル防災センター整備工事(機械設備工事)))	61
報告第 1 1 号	専決処分した事項の報告について (工事請負契約の一部変更契約について(第 8 0 回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事))	65
報告第 1 2 号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	69
報告第 1 3 号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	73
報告第 1 4 号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	77

報告第 1 5 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市税条例の一部を改正する条例) ……………	81
報告第 1 6 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) ………	89
報告第 1 7 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例) ……………	93
報告第 1 8 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係 る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	97
報告第 1 9 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和 6 年度むつ市一般会計補正予算) ……………	101
報告第 2 0 号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて) ……………	103
報告第 2 1 号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて) ……………	107

議案第 25 号

むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるためのものである。

むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児

の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(秘密保持等)

第16条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例

むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

市の地域産業の活性化を図り、既存の観光・物産の機能に加え、新たな産業活動の創出拠点として運営を行うため、むつ来^かさまい館及びむつ下北観光物産館の設置目的を統合するほか、所要の条文整備をするものである。

むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例

(むつ市産業会館条例の一部改正)

第1条 むつ市産業会館条例（平成17年むつ市条例第140号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 会議室等

区 分	使用料（1時間につき）	
	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合
イベントホール	1, 730円	5, 760円
会議室	920円	1, 730円
調理室	920円	1, 730円
ミニギャラリー	1, 150円	2, 300円
こみせ広場（1区画）	110円	340円
スタジオ	450円	920円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。
- 2 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

2 売店施設

区 分	使用料（1月につき）
売店施設	232, 400円

備考

- 1 使用期間に1月未満の端数が生じたときは、その端数部分を日割りで計算する。
- 2 次に掲げる費用は、売店施設の利用者の負担とする。
 - (1) 売店施設の使用に係る電気料及び通信費
 - (2) 利用者の責めに帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用
 - (3) 前2号のほか、市長が指定する費用

第2条 むつ市産業会館条例の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

むつまちなかオフィス	むつ市柳町一丁目10番25号
------------	----------------

第3条中「むつ来^かさまい館（以下「館」という。）」を「産業会館」に改め、同条第3号及び第4号中「館」を「産業会館」に改める。

第4条第1項中「館の開館時間」を「産業会館の開館時間」に、「午前9時から午後9時まで」を「午前8時から午後8時まで」に改め、同項ただし書中「館」を「むつ来^かさまい館」に改める。

第5条中「館の」を「産業会館の」に、「1月1日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改める。

第6条中「館」を「産業会館」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（むつまちなかオフィスの使用期間）

第6条の2 むつまちなかオフィスの使用を許可する期間は、1年以内とする。

ただし、市長が必要があると認めるときは、これを更新することができる。

2 前項ただし書の規定により使用期間を更新しようとする者は、前条第1項の規定の例により1年ごとに市長の許可を受けなければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

第7条第1項中「前条」を「第6条又は前条」に、「館」を「産業会館」に改め、同条第2項ただし書中「館」を「産業会館」に改める。

第9条第1項第4号中「第6条第2項」の次に「（第6条の2第3項の規定により準用する場合を含む。）」を加える。

第10条、第12条第1項、第13条及び第14条中「館」を「産業会館」に改める。

第15条第1項中「館の」を「産業会館の」に改める。

第16条第1項第2号及び第3号中「館」を「産業会館」に改め、同条第2項中「館」を「産業会館」に改め、「第6条」の次に「、第6条の2」を加える。

第17条第1項中「館」を「産業会館」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

- 1 むつ来^かさまい館
ア 会議室等

区 分	使用料（1時間につき）
-----	-------------

	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合
イベントホール	1, 730円	5, 760円
会議室	920円	1, 730円
調理室	920円	1, 730円
ミニギャラリー	1, 150円	2, 300円
こみせ広場（1区画）	110円	340円
スタジオ	450円	920円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。
- 2 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

イ 売店施設

区 分	使用料（1月につき）
売店施設	232, 400円

備考

- 1 使用期間に1月未満の端数が生じたときは、その端数部分を日割りで計算する。
- 2 次に掲げる費用は、売店施設の使用者の負担とする。
 - (1) 売店施設の使用に係る電気料及び通信費
 - (2) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用
 - (3) 前2号のほか、市長が指定する費用

2 むつまちなかオフィス

区 分	使用料（1月につき）
事務室A	72, 800円
事務室B	310, 800円
事務室C	183, 400円
事務室D	187, 600円
事務室E	43, 400円
事務室F	42, 000円

事務室G	1 0 9 , 2 0 0 円
事務室H	5 0 , 4 0 0 円

備考

- 1 使用期間に1月未満の端数が生じたときは、その端数部分を日割りで計算する。
- 2 次に掲げる費用は、むつまちなかオフィスの使用者の負担とする。
 - (1) 事務室の使用に係る電気料及び通信費
 - (2) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用
 - (3) 前2号のほか、市長が指定する費用

(むつ市観光物産館条例の廃止)

第3条 むつ市観光物産館条例（平成17年むつ市条例第141号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は令和7年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後のむつ市産業会館条例の規定によるむつまちなかオフィスの使用の許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 27 号

むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

むつ市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

令和9年1月を始期とするむつ市こども計画の策定等に関する事項及びこども施策の推進に関し必要な事項の調査審議を行うため、所掌事務にこれらの事項を加え、委員を増員するほか、所要の条文整備をするものである。

むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

むつ市子ども・子育て会議条例（平成２５年むつ市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

むつ市こども・子育て会議条例

第１条を次のように改める。

（設置）

第１条 こども基本法（令和４年法律第７７号。以下「基本法」という。）第１３条第３項及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）第７２条第１項の規定に基づき、むつ市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）を置く。

第２条中「法」を「基本法及び支援法」に改める。

第３条を次のように改める。

（所掌事務）

第３条 こども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 基本法第１０条第２項に規定する市町村こども計画の策定又は変更、実施及び評価に関すること。
- (2) 支援法第７２条第１項各号に掲げる事務に関すること。
- (3) 前２号に掲げるもののほか、こども施策の実施に関し市長が必要と認める事項

第４条中「子ども・子育て会議」を「こども・子育て会議」に、「１７人」を「２０人」に改める。

第５条第１項第１号中「子ども」を「こども」に改め、同項第４号及び第５号中「子ども・子育て支援」を「こども施策」に改める。

第６条第１項及び第２項、第７条第１項並びに第９条中「子ども・子育て会議」を「こども・子育て会議」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年１１月２２日から施行する。ただし、次項の規定は、公

布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後のむつ市こども・子育て会議条例の規定に基づく委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(むつ市こどもの笑顔まんなか条例の一部改正)

- 3 むつ市こどもの笑顔まんなか条例（令和6年むつ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条中「もの」を「ものと」に改める。

第22条第1項中「むつ市子ども・子育て会議条例」を「むつ市こども・子育て会議条例」に、「むつ市子ども・子育て会議が」を「むつ市こども・子育て会議が」に改める。

(むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども・子育て会議委員」を「こども・子育て会議委員」に改める。

議案第 28 号

むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

公共下水道の区域縮小に伴い、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成２２年むつ市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表第２公共下水道事業の項中「１，５７５」を「３７３．６」に、「２８，０００」を「７，９００」に、「１６，１００」を「５，８７０」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

工事請負契約について

むつ市湯野川温泉濃々園建設工事（建築工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

むつ市湯野川温泉濃々園建設工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 むつ市湯野川温泉濃々園建設工事（建築工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 198,000,000円
- 4 契約の相手方 むつ市大湊新町37番12号
山内土木株式会社
代表取締役 山内 将 邦

議案第 30 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

むつ市消防団むつ消防団第6分団配備の消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新するためのものである。

1 取得する財産
物品

品 名	数 量
消防ポンプ自動車	1 台

2 契約の相手方 青森市栄町一丁目12番1号
有限会社丸栄消機
代表取締役 天 内 晴 美

3 取 得 価 格 33,330,000円

4 取 得 の 目 的 むつ市消防団の車両を更新する。

5 契 約 の 方 法 指名競争入札

議案第 31 号

むつ市過疎地域持続的発展計画の変更について

むつ市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づく財政上の特別措置を活用するため、むつ市過疎地域持続的発展計画の一部を変更するものである。

むつ市過疎地域持続的発展計画の一部を次のように変更する。

第2の2ウ中

「		漁港機能増進事業負担金（大畑漁港）	県	大畑	」
---	--	-------------------	---	----	---

を

「		漁港機能増進事業負担金（大畑漁港）	県	大畑	」
		大畑漁港施設事業負担金	県	大畑	

に改める。

第2の4ウ中

「		仮団地橋 長寿命化修繕	市	大畑	」
---	--	----------------	---	----	---

を

「		仮団地橋 長寿命化修繕	市	大畑	」
		木野部橋 長寿命化修繕	市	大畑	
		脇野沢橋 長寿命化修繕	市	脇野沢	

に改める。

第2の5ウ中

「	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	褒川地区支障木伐倒処理事業 (事業内容) 褒川地区の国道に面したクロマツの伐倒処理	市	川内	」
---	-----------------------------	---	---	----	---

		を行う (必要性) 強風により倒木し、地域住民に被害が出るおそれがあるため撤去が必要である (事業効果) 危険な樹木を処理することにより地域住民の安全に繋がる		
--	--	---	--	--

を

「

	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	褒川地区支障木伐倒処理事業 (事業内容) 褒川地区の国道に面したクロマツの伐倒処理を行う (必要性) 強風により倒木し、地域住民に被害が出るおそれがあるため撤去が必要である (事業効果) 危険な樹木を処理することにより地域住民の安全に繋がる	市	川内
	(8) その他	急傾斜地整備事業負担金 (事業内容) 桧川地区の急傾斜地に崩壊防止対策を実施する (必要性) これまでの降雨により斜面に小崩落がみられ、豪雨時には大崩落の発生が懸念されるため早期の対策が必要である (事業効果) 崩落対策を行う事で豪	県	川内

		雨時の道路の確保、地域住民の安全に繋がる		
--	--	----------------------	--	--

に改める。

第2の6ウ中

「		(7) 市町村保健センター	総合福祉センター設備改修事業	市	大畑	」
---	--	---------------	----------------	---	----	---

を

「		(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	総合福祉センター設備改修事業	市	大畑	」
---	--	--------------------------	----------------	---	----	---

に改める。

第2の8ウ中

「			大畑中学校整備事業	市	大畑	」
---	--	--	-----------	---	----	---

を

「			大畑小中学校整備事業	市	大畑	」
---	--	--	------------	---	----	---

に改める。

議案第 3 2 号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止したいので、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

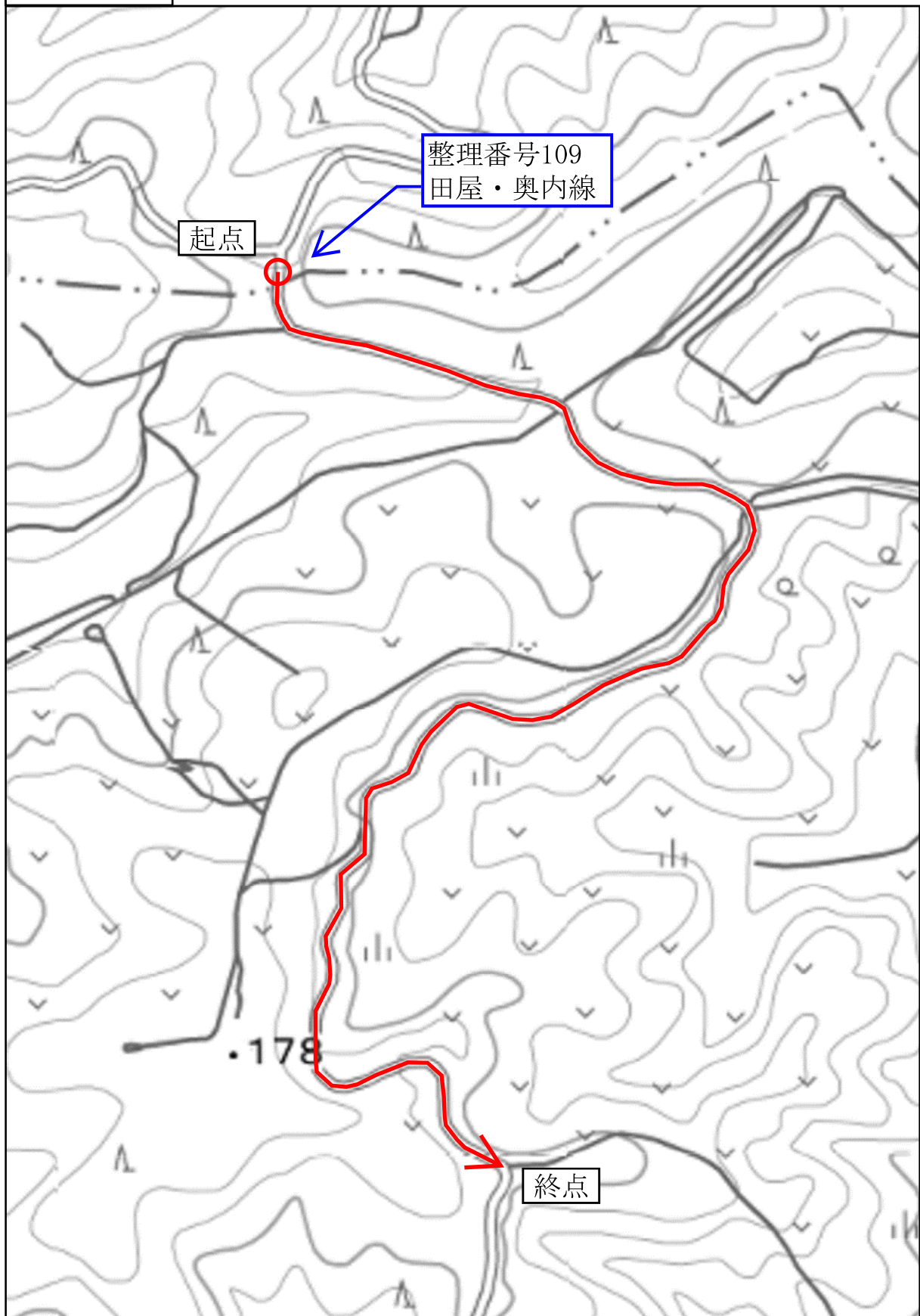
提案理由

国との併用林道協定の解除により、市道田屋・奥内線を廃止するものである。

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
		終 点	
109	田屋・奥内線	下北郡東通村田屋国有林 2 3 8 林班い小班	
		むつ市奥内国有林 2 4 1 林班い 小班	

付図

N 縮尺
1 : 5,000



議案第 33 号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

むかい がわ あきら
向 川 明

提案理由

人権擁護委員法第 9 条ただし書の規定により任期満了後もその職務を行っている片川純子氏の後任の委員を推薦するため、提案するものである。

議案第 34 号

令和 7 年度むつ市一般会計補正予算

令和 7 年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

報告第 5 号

令和 6 年度むつ市一般会計継続費繰越計算書

地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、令和 6 年度むつ市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和 6 年度 む つ 市 一 般

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 6 年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
2 総務費	1 総務管理費	デジタル防災センター整備事業	円 1,058,637,000	円 131,500,000	円	円 131,500,000
10 教育費	2 小学校費	小学校冷房設備整備事業	295,831,000	168,831,000		168,831,000
	3 中学校費	中学校冷房設備整備事業	273,917,000	146,917,000		146,917,000
	4 社会教育費	重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業	47,271,000	13,979,000		13,979,000
計			1,675,656,000	461,227,000		461,227,000

令和 7 年 6 月 3 日提出

会 計 継 続 費 繰 越 計 算 書

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰越金	特 定 財 源		
				国・県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
円 36,500,000	円 95,000,000	円 95,000,000	円 24,000	円 72,276,000	円 22,700,000	円
74,006,000	94,825,000	94,825,000			46,300,000	48,525,000
51,428,000	95,489,000	95,489,000			62,400,000	33,089,000
4,582,050	9,396,950	9,396,950	649,950	3,047,000	5,700,000	
166,516,050	294,710,950	294,710,950	673,950	75,323,000	137,100,000	81,614,000

むつ市長 山 本 知 也

報告第 6 号

令和 6 年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 6 年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和 6 年度むつ市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策給付事業	円 285,566,000	円 30,902,000
		燃料価格高騰対策事業	128,227,000	8,161,000
	2 老人福祉費	施設開設準備経費助成 特別対策事業	23,312,000	23,312,000
	3 児童福祉費	第三田名部小学校なか よし会整備事業	7,000,000	4,884,000
6 農林水産業費	2 畜産業費	草地畜産基盤整備事業	41,373,000	40,752,000
	4 水産業費	むつ地区水産物供給基 盤機能保全事業	15,000,000	15,000,000
		浜奥内地区漁港施設機 能強化事業	53,000,000	52,882,000
7 商工費	1 商工費	キャッシュレス決済ポ イント還元事業	44,899,000	32,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業（浜通線 融雪溝整備事業）	110,000,000	110,000,000
		橋梁長寿命化修繕事業 （仮団地橋更新事業）	14,220,000	11,220,000
		橋梁長寿命化修繕事業 （桜木 4 号橋更新事業）	45,000,000	45,000,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円 30,902,000	円	円	円
	8,161,000			
	23,312,000			
		4,600,000		284,000
		17,200,000		23,552,000
	10,886,250	1,800,000		2,313,750
	39,286,500	12,200,000		1,395,500
	30,000,000			2,000,000
	60,047,000	44,900,000		5,053,000
		11,200,000		20,000
	9,911,000	35,000,000		89,000

	5 都 市 計 画 費	金谷都市拠点地区都市 構造再編集集中支援事業	56,188,000	56,188,000
		昭和町地区交通安全対 策事業	35,129,000	26,634,000
9 消 防 費	1 消 防 費	災害対応力強化事業	79,957,000	79,957,000
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校整備事業（市立 第一田名部小学校駐車 場整備工事）	48,015,000	35,584,000
		小学校環境整備事業 （市立小学校トイレ改 修工事）	146,095,000	67,709,000
	3 中 学 校 費	中学校整備事業（市立 大平中学校グラウンド 照明設置工事）	33,011,000	33,011,000
		中学校環境整備事業 （市立中学校トイレ改 修工事）	182,403,000	63,812,000
	4 社 会 教 育 費	大畑地区公民館改修事 業	13,989,000	13,989,000
	5 保 健 体 育 費	（仮称）むつ市防災食 育センター建設事業 （各校搬入口改修工事）	28,644,000	28,644,000
むつ運動公園改修事業 （むつ運動公園陸上競技 場照明設備整備工事）		55,000,000	55,000,000	
計			1,446,028,000	834,641,000

令和7年6月3日提出

	450, 000	50, 100, 000		5, 638, 000
	15, 173, 000	10, 300, 000		1, 161, 000
	38, 000, 000	5, 100, 000		36, 857, 000
		33, 800, 000		1, 784, 000
		64, 300, 000		3, 409, 000
		31, 300, 000		1, 711, 000
		60, 600, 000		3, 212, 000
		13, 200, 000		789, 000
		27, 200, 000		1, 444, 000
		52, 200, 000		2, 800, 000
	266, 128, 750	475, 000, 000		93, 512, 250

むつ市長 山 本 知 也

報告第 7 号

令和 6 年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、令和 6 年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和 6 年 度 む つ 市 水 道

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1		円	円	円
資本的支出	建設改良費	大平第二取水所取水ポンプ設備更新工事	15,884,000		15,818,000

事業会計予算繰越計算書

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	ポンプ設備の緊急を要する更新工事に伴う機器の納入に日数を要し、年度内に事業を完了することが困難となったため
	15,800,000	18,000			

報告第 8 号

令和 6 年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、令和 6 年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和 6 年 度 む つ 市 下 水 道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1	下水道整備事業 (管渠工事)	円 20,000,000	円	円 20,000,000
資本的支出	建設改良費				

事業会計予算繰越計算書

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円	円 20,000,000	円	円	円	事業計画変更及び土地所有者への設置希望調査に不測の日数を要し、年度内に事業を完了することが困難となったため

報告第9号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和7年6月3日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

第261回定例会で議決を経たむつ市デジタル防災センター整備工事（建築工事）について、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更したものである。

むつ市専決第 3 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 14 日

むつ市長 山 本 知 也

工事請負契約の一部変更契約について

むつ市議会第261回定例会議案第79号をもって議決を経たむつ市デジタル防災センター整備工事（建築工事）の請負契約の一部を次のとおり変更する。

3	契約の金額	変更前	314,600,000円
		変更後	322,619,000円

報告第10号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和7年6月3日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

第261回定例会で議決を経たむつ市デジタル防災センター整備工事（機械設備工事）について、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更したものである。

むつ市専決第4号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月14日

むつ市長 山 本 知 也

工事請負契約の一部変更契約について

むつ市議会第261回定例会議案第81号をもって議決を経たむつ市デジタル防災センター整備工事（機械設備工事）の請負契約の一部を次のとおり変更する。

3 契約の金額	変更前	209,000,000円
	変更後	213,466,000円

報告第 1 1 号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

第 2 6 0 回定例会で議決を経た第 8 0 回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事について、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更したものである。

むつ市専決第 5 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 18 日

むつ市長 山 本 知 也

工事請負契約の一部変更契約について

むつ市議会第260回定例会議案第47号をもって議決を経た第80回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事の請負契約の一部を次のとおり変更する。

3 契約の金額	変更前	197,780,000円
---------	-----	--------------

	変更後	192,775,000円
--	-----	--------------

報告第 1 2 号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

自動車損傷事故について、和解し、損害賠償の額を定めたものである。

むつ市専決第 6 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 21 日

むつ市長 山 本 知 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

自動車損傷事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方 むつ市内在住の個人

2 和解の内容

- (1) 市は、令和7年1月29日むつ市金谷二丁目地内の市道において、舗装版の管理の不備により発生した事故によって、和解の相手方所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、9,991円を和解の相手方に対して支払う。
- (2) 上記以外に市と和解の相手方との間に債権及び債務が一切存在しないことを確認する。
- (3) 市及び和解の相手方は、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 9,991円

報告第 13 号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

自動車損傷事故について、和解し、損害賠償の額を定めたものである。

むつ市専決第 7 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 21 日

むつ市長 山 本 知 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

自動車損傷事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方 むつ市内在住の個人

2 和解の内容

- (1) 市は、令和7年2月26日むつ市川内町高野川地内の市道において、舗装版の管理の不備により発生した事故によって、和解の相手方所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、14,520円を和解の相手方に対して支払う。
- (2) 上記以外に市と和解の相手方との間に債権及び債務が一切存在しないことを確認する。
- (3) 市及び和解の相手方は、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 14,520円

報告第14号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和7年6月3日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

自動車損傷事故について、和解し、損害賠償の額を定めたものである。

むつ市専決第 8 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 28 日

むつ市長 山 本 知 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

自動車損傷事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方 むつ市内在住の個人

2 和解の内容

- (1) 市は、令和7年1月24日むつ市松森町地内の市道において、舗装版の管理の不備により発生した事故によって、和解の相手方所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、54,582円を和解の相手方に対して支払う。
- (2) 上記以外に市と和解の相手方との間に債権及び債務が一切存在しないことを確認する。
- (3) 市及び和解の相手方は、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 54,582円

報告第15号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和7年6月3日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割に係る二輪車の車両区分の見直しに係る改正等をしたものである。

むつ市専決第 9 号

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

むつ市長 山 本 知 也

むつ市税条例の一部を改正する条例

令和7年3月31日公布

むつ市条例第13号

むつ市税条例（昭和35年むつ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第17条第4項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第18条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第20条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第20条の3の2第1項第3号及び第20条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第20条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第20条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第58条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0

キロワット以下のもの 年額 2, 000円

第65条第2項第5号中「定格出力」の次に「(第58条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

附則第9条の2第4項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第9条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第15条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第15条の2の2 令和8年4月1日以後に第69条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第69条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第70条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第71条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第69条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算

する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第７０条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第７０条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第２５条の３（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第２６条中「（平成１８年国土交通省令第１１０号）」及び「（平成２４年法律第４９号）」を削り、同条第１号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいい、」、「同項に規定する」及び「（同条第１５項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同条第３号中「（平成１８年政令第３７９号）」を削る。

附則第３４条中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５

項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第１８条の２、第２０条の２第１項ただし書、第２０条の３の２第１項第３号及び第２０条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定 令和８年１月１日
- (2) 附則第１５条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の規定 令和８年４月１日
- (3) 第８条及び第１７条第４項の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後のむつ市税条例（以下「新条例」という。）第８条の規定は、前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条 新条例第１８条の２及び第２０条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- ２ 令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第２０条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２０条の３の２第１項第３号及び第２０条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- ３ 新条例第２０条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２０条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第２０条の３の２第

1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前のむつ市税条例（以下「旧条例」という。）第 20 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 20 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 20 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 20 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 20 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第 4 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第 5 条 新条例第 58 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第 6 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 15 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、むつ市税条例第 69 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 71 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 15 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) むつ市税条例第 71 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 15 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- (2) 新条例附則第15条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(都市計画税に関する経過措置)

第7条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第16号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和7年6月3日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充をしたものである。

むつ市専決第 1 0 号

専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

むつ市長 山 本 知 也

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和7年3月31日公布

むつ市条例第14号

むつ市国民健康保険税条例（平成19年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のむつ市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 17 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

半島振興法及び半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条例の有効期限及び固定資産税の不均一課税に係る適用期限を延長したものである。

むつ市専決第 1 1 号

専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

むつ市長 山 本 知 也

むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 3 1 日公布

むつ市条例第 1 5 号

むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（昭和 6 2 年むつ市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 18 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に係る適用期限を延長したものである。

むつ市専決第 1 2 号

専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

むつ市長 山 本 知 也

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

令和7年3月31日公布

むつ市条例第16号

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例（平成19年むつ市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第 19 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

むつ市専決第 1 3 号

専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

報告第 20 号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

自動車事故について、和解し、損害賠償の額を定めたものである。

むつ市専決第 1 4 号

専決処分書

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 8 日

むつ市長 山 本 知 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

自動車事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方 むつ市内在住の個人

2 和解の内容

- (1) 市は、令和7年1月10日むつ市役所本庁舎駐車場において発生した市有自動車と和解の相手方所有自動車との運行による事故によって、和解の相手方所有の自動車が損傷したことにより生じた損害について、28,130円を和解の相手方に対して賠償する。
- (2) 和解の相手方は、本件事故によって、市有自動車が損傷したことにより生じた損害について、37,580円を市に対して賠償する。
- (3) 和解の相手方は、和解の相手方が賠償する額37,580円から市が賠償する額28,130円を差し引いた額9,450円を市に対して支払う。
- (4) 市及び和解の相手方は、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 28,130円

報告第 2 1 号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

自動車損傷事故について、和解し、損害賠償の額を定めたものである。

むつ市専決第 1 5 号

専決処分書

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 2 日

むつ市長 山 本 知 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

自動車損傷事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方 むつ市内在住の個人

2 和解の内容

- (1) 市は、令和7年2月15日むつ市脇野沢九艘泊において、むつ市消防団脇野沢消防団第5分団第2班消防屯所のシャッターが強風で破損し、飛散したことにより発生した事故によって、和解の相手方所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、236,800円を和解の相手方に対して支払う。
- (2) 上記以外に市と和解の相手方との間に債権及び債務が一切存在しないことを確認する。
- (3) 市及び和解の相手方は、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 236,800円

令和 7 年度

む つ 市 一 般 会 計
補 正 予 算 書

む つ 市

令和7年度むつ市一般会計補正予算

令和7年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395,611千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,312,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月3日提出

むつ市長 山 本 知 也

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		8,420,569	252,419	8,672,988
	2. 国庫補助金	3,904,184	252,419	4,156,603
16. 県支出金		3,750,312	2,146	3,752,458
	2. 県補助金	2,038,045	2,146	2,040,191
19. 繰入金		1,346,438	59,246	1,405,684
	1. 基金繰入金	1,346,207	59,246	1,405,453
21. 市債		3,216,400	81,800	3,298,200
	1. 市債	3,216,400	81,800	3,298,200
歳入合計		40,917,000	395,611	41,312,611

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,986,020	15,729	6,001,749
	1. 総務管理費	5,210,822	15,729	5,226,551
3. 民生費		10,312,574	247,686	10,560,260
	1. 社会福祉費	2,795,210	236,015	3,031,225
	3. 児童福祉費	3,847,775	11,671	3,859,446
4. 衛生費		3,851,545	26,296	3,877,841
	1. 保健衛生費	2,204,496	26,296	2,230,792
5. 労働費		12,551	5,400	17,951
	1. 労働諸費	12,551	5,400	17,951
6. 農林水産業費		949,177	6,891	956,068
	4. 水産業費	477,171	6,891	484,062
7. 商工費		1,261,104	84,592	1,345,696
	1. 商工費	1,261,104	84,592	1,345,696
8. 土木費		2,122,613	8,000	2,130,613
	3. 河川費	95,812	8,000	103,812
10. 教育費		4,606,024	1,017	4,607,041
	1. 教育総務費	923,902	1,017	924,919
歳出合計		40,917,000	395,611	41,312,611

第2表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
放課後児童健全育成事業業務委託料（増設）	令和8年度	6, 8 4 0千円
こども計画策定業務委託料	令和8年度	4, 6 6 4千円
除雪機購入事業	令和7年度から 令和8年度まで	9 3, 0 7 5千円

第3表

地 方 債 補 正

(追 加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域活性化施設整備	千円 72,500	普通貸借	5.0%以内（ただし、利率見直し方式による借入れにおいては当該見直し後の利率）	借入先融資条件による

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁港整備 河川整備	千円 123,900 42,800	普通貸借	5.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式による 借入れにお いては当該 見直し後の 利率）	借入先融資 条件による	千円 125,500 50,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
追加及び変更後の累計	3,216,400				3,298,200			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,993,282	0	5,993,282
2. 地 方 譲 与 税	277,000	0	277,000
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	0	3,000
4. 配 当 割 交 付 金	21,000	0	21,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000	0	20,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	105,000	0	105,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,645,000	0	1,645,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000	0	25,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	80,747	0	80,747
10. 地 方 特 例 交 付 金	46,430	0	46,430
11. 地 方 交 付 税	12,263,000	0	12,263,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,352	0	4,352
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	107,023	0	107,023
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	247,124	0	247,124
15. 国 庫 支 出 金	8,420,569	252,419	8,672,988
16. 県 支 出 金	3,750,312	2,146	3,752,458
17. 財 産 収 入	28,569	0	28,569
18. 寄 附 金	342,000	0	342,000
19. 繰 入 金	1,346,438	59,246	1,405,684
20. 諸 収 入	2,974,754	0	2,974,754
21. 市 債	3,216,400	81,800	3,298,200
歳 入 合 計	40,917,000	395,611	41,312,611

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	234,682	0	234,682				
2. 総 務 費	5,986,020	15,729	6,001,749	8,580			7,149
3. 民 生 費	10,312,574	247,686	10,560,260	240,307			7,379
4. 衛 生 費	3,851,545	26,296	3,877,841				26,296
5. 労 働 費	12,551	5,400	17,951	5,400			
6. 農 林 水 産 業 費	949,177	6,891	956,068		1,600	1,111	4,180
7. 商 工 費	1,261,104	84,592	1,345,696		72,500		12,092
8. 土 木 費	2,122,613	8,000	2,130,613		7,700		300
9. 消 防 費	2,057,058	0	2,057,058				
10. 教 育 費	4,606,024	1,017	4,607,041	278			739
11. 公 債 費	4,110,811	0	4,110,811				
12. 諸 支 出 金	5,387,841	0	5,387,841				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	40,917,000	395,611	41,312,611	254,565	81,800	1,111	58,135

歳入

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫 補助金	1,168,337	8,580	1,176,917	1 総務管理費 補助金	8,580	デジタル基盤改革支援補助金
2 民生費国庫 補助金	162,859	2,146	165,005	2 児童福祉費 補助金	2,146	子ども・子育て支援交付金
7 教育費国庫 補助金	93,711	278	93,989	1 教育総務費 補助金	278	教育支援体制整備事業費補助金
10 地方創生交 付金	27,588	241,415	269,003	1 地方創生臨 時交付金	241,415	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	3,904,184	252,419	4,156,603			

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県補 助金	192,444	2,146	194,590	3 児童福祉費 補助金	2,146	子ども・子育て支援交付金（青森県地域子ども・子育て支援事業費補助金）
計	2,038,045	2,146	2,040,191			

第19款 繰入金
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 関根浜沿岸 漁業振興基 金繰入金	1,722	1,111	2,833	1 関根浜沿岸 漁業振興基 金繰入金	1,111	関根浜沿岸漁業振興基金繰入金
13 財政調整基 金繰入金	0	58,135	58,135	1 財政調整基 金繰入金	58,135	財政調整基金繰入金
計	1,346,207	59,246	1,405,453			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産業 債	209,200	1,600	210,800	3 水産業債	1,600	漁港整備債
5 商工債	250,300	72,500	322,800	1 商工債	72,500	地域活性化施設整備債
6 土木債	939,700	7,700	947,400	2 河川債	7,700	河川整備債
計	3,216,400	81,800	3,298,200			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
	40,917,000	395,611	41,312,611	

歳出

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
20 経営改善 費	54,833	7,149	61,982				7,149	11 役務費	1,693	防災行政無線音声配信システム運営事業費
								17 備品購入費	5,456	
22 情報管理 費	493,393	8,580	501,973	8,580				12 委託料	8,580	地方公共団体情報システム標準化事業費 高額療養費システムデータ移行費
計	5,210,822	15,729	5,226,551	8,580			7,149			

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 社会福祉 総務費	336, 420	236, 015	572, 435	236, 015				1 報酬	1, 799	物価高騰重点支援給付事 業費 定額減税不足額給付分	236, 015
								3 職員手当 等	2, 290		236, 015
								4 共済費	210		
								8 旅費	93		
								10 需用費	1, 384		
								11 役務費	3, 221		
								12 委託料	5, 082		
								13 使用料及 び賃借料	1, 935		
								18 負担金補 助及び交 付金	220, 001		
計	2, 795, 210	236, 015	3, 031, 225	236, 015							

第3款 民生費

第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	564,120	11,671	575,791	4,292			7,379	10 需用費	18	放課後児童健全育成事業 費 教室整備費 運営委託料 こども計画策定業務費
								11 役務費	784	
								12 委託料	9,706	
								17 備品購入 費	1,163	
計	3,847,775	11,671	3,859,446	4,292			7,379			

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
4 予防費	238,967	26,296	265,263				26,296	10 需用費	193	定期B類予防接種事業費 带状疱疹ワクチン接種 事業費 任意予防接種事業費 その他任意予防接種事 業費	25,935
								11 役務費	560		25,935
								12 委託料	25,543		361
計	2,204,496	26,296	2,230,792				26,296				361

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位 千円)

第1表 労働諸費											平成 11年
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 労働諸費	12,551	5,400	17,951	5,400				18 負担金補助及び交付金	5,400	離職者雇用奨励金	
計	12,551	5,400	17,951	5,400							

第6款 農林水産業費
第4項 水産業費

(単位 千円)

第4項 水産用具										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 水産振興 費	117,959	1,111	119,070			1,111		18 負担金補助及び交付金	1,111	関根浜沿岸漁業振興対策 事業費
4 漁港施設 整備費	242,323	5,780	248,103		1,600		4,180	12 委託料	3,525	関根漁港施設老朽化対策 事業費
								14 工事請負 費	2,255	
計	477,171	6,891	484,062		1,600	1,111	4,180			

第7款 商工費
第1項 商工費

(単位 千円)

第1項 国土費				補正額の財源内訳				節		（単位：円）	
目	補正前 の額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説 明	
				国 県 支出金	地方債	その他					
5 むつ来さ まい館等 管理費	128,104	80,592	208,696		72,500		8,092	12 委託料	7,730	むつ来さまい館等改修事 業費 <u>80,592</u>	
								14 工事請負 費	72,862	むつまちなかオフィス 改修事業費 80,592	
6 産業振興 費	70,716	4,000	74,716				4,000	18 負担金補 助及び交 付金	4,000	その他産業振興費 <u>4,000</u> 地域活性化企業人派遣 負担金 4,000	
計	1,261,104	84,592	1,345,696		72,500		12,092				

第8款 土木費
第3項 河川費

(単位 千円)

第3表 河川費										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 河川総務 費	21,277	8,000	29,277		7,700		300	18 負担金補助及び交付金	8,000	急傾斜地整備事業負担金
計	95,812	8,000	103,812		7,700		300			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位 千円)

第1項 教育総務費										(単位 千円)
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 義務教育 振興費	185,026	1,017	186,043	278			739	1 報酬	304	学びの多様な学校設置事 業費
								8 旅費	713	
計	923,902	1,017	924,919	278			739			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
	40,917,000	395,611	41,312,611	254,565	81,800	1,111	58,135	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	通勤手当等	期末手当	寒冷地手当	計			
補 正 後	長 等	人 4	千円 0	千円 34,188	千円 528	千円 11,624	千円 296	千円 46,636	千円 13,415	千円 60,051	
	議 員	22	94,680	0	0	32,192	0	126,872	25,140	152,012	
	そ の 他 の 特 別 職	2,131	78,997	0	0	0	0	78,997	0	78,997	
	計	2,157	173,677	34,188	528	43,816	296	252,505	38,555	291,060	
補 正 前	長 等	4	0	34,188	528	11,624	296	46,636	13,415	60,051	
	議 員	22	94,680	0	0	32,192	0	126,872	25,140	152,012	
	そ の 他 の 特 別 職	2,119	78,693	0	0	0	0	78,693	0	78,693	
	計	2,145	173,373	34,188	528	43,816	296	252,201	38,555	290,756	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	12	304	0	0	0	0	304	0	304	
	計	12	304	0	0	0	0	304	0	304	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(582) 451	493,797	1,899,327	1,112,272	3,505,396	901,727	4,407,123	
補 正 前	(575) 451	491,998	1,899,327	1,109,982	3,501,307	901,517	4,402,824	
比 較	(7) 0	1,799	0	2,290	4,089	210	4,299	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	児童手当	管理職員 特別勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	40,834	23,805	1,374	40,882	454,856	357,669	32,292	32,450	103,369	24,720	21
	補 正 前	40,834	23,805	1,374	40,882	454,745	357,590	32,292	32,450	101,269	24,720	21
	比 較	0	0	0	0	111	79	0	0	2,100	0	0

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）数及び会計年度任用職員のうち、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(14) 451	1,736,361	982,353	2,718,714	746,526	3,465,240	
補 正 前	(14) 451	1,736,361	980,253	2,716,614	746,526	3,463,140	
比 較	(0) 0	0	2,100	2,100	0	2,100	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	児童手当	管理職員 特別勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	40,834	19,771	1,278	40,882	385,773	309,019	32,292	32,450	95,313	24,720	21
	補 正 前	40,834	19,771	1,278	40,882	385,773	309,019	32,292	32,450	93,213	24,720	21
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	2,100	0	0

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(568) 0	493,797	162,966	129,919	786,682	155,201	941,883	
補 正 前	(561) 0	491,998	162,966	129,729	784,693	154,991	939,684	
比 較	(7) 0	1,799	0	190	1,989	210	2,199	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
	補 正 後	0	4,034	96	0	69,083	48,650	0	0	8,056	0	0
	補 正 前	0	4,034	96	0	68,972	48,571	0	0	8,056	0	0
	比 較	0	0	0	0	111	79	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う 増 減 分	0	
		昇 級 に 伴 う 増 加 分	0	
		その他の増減分	0	
職 員 手 当 等	2,290	制度改正に伴う 増 減 分	0	
		昇 級 に 伴 う 増 加 分	0	
		その他の増減分	2,290	・ 会計年度任用職員以外の職員 時間外勤務手当 2,100 ・ 会計年度任用職員 期末手当 111 勤勉手当 79

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
放課後児童健全育成事業業務委託料(増設) (こども家庭課)	6,840			令和8年度	限度額に 同じ	4,560			2,280
こども計画策定業務委託料 (子育て支援課)	4,664			令和8年度	限度額に 同じ				4,664
除雪機購入事業 (土木維持課)	93,075			令和7年度 から令和8 年度まで	限度額に 同じ	62,049	26,700		4,326

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	36,394,134	37,325,721	3,216,400	81,800	3,298,200	3,914,181		3,914,181	36,627,940	81,800	36,709,740
(1)総務	15,368,606	14,028,772	1,155,500		1,155,500	2,041,116		2,041,116	13,143,156		13,143,156
(2)民生	550,294	568,236	38,900		38,900	81,701		81,701	525,435		525,435
(3)衛生	1,490,882	1,529,805	8,600		8,600	56,911		56,911	1,481,494		1,481,494
(4)農林水産業	1,321,371	1,666,845	209,200	1,600	210,800	219,841		219,841	1,656,204	1,600	1,657,804
(5)商工	105,450	165,671	250,300	72,500	322,800	17,325		17,325	398,646	72,500	471,146
(6)土木	4,275,200	4,612,222	803,600	7,700	811,300	523,322		523,322	4,892,500	7,700	4,900,200
(7)公営住宅	2,307,838	2,274,840	136,100		136,100	139,132		139,132	2,271,808		2,271,808
(8)消防	1,937,281	2,083,472	28,800		28,800	125,752		125,752	1,986,520		1,986,520
(9)教育	7,762,294	9,043,924	532,200		532,200	611,715		611,715	8,964,409		8,964,409
(10)公営企業	1,274,918	1,351,934	53,200		53,200	97,366		97,366	1,307,768		1,307,768
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策			184,100		184,100				184,100		184,100
(12)過疎対策	2,796,257	2,824,649	248,300	5,000	253,300	340,008		340,008	2,732,941	5,000	2,737,941
2. 災害復旧債	147,900	143,825				13,650		13,650	130,175		130,175
(1)土木	147,900	143,825				13,650		13,650	130,175		130,175
合 計	36,542,034	37,469,546	3,216,400	81,800	3,298,200	3,927,831		3,927,831	36,758,115	81,800	36,839,915

令和 6 年度

む つ 市 一 般 会 計
補 正 予 算 書

む つ 市

令和6年度むつ市一般会計補正予算

令和6年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ503,710千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,277,737千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		5,644,885	△ 15,670	5,629,215
	4. 市 た ば こ 税	593,721	△ 15,670	578,051
14. 使用料及び手数料		243,804	△ 22,771	221,033
	2. 手 数 料	134,271	△ 22,771	111,500
15. 国庫支出金		10,068,355	△ 166,324	9,902,031
	2. 国庫補助金	5,846,044	△ 166,324	5,679,720
16. 県 支 出 金		3,079,295	△ 40,086	3,039,209
	2. 県 補 助 金	1,416,439	△ 40,086	1,376,353
17. 財 産 収 入		31,525	△ 1	31,524
	1. 財 産 運 用 収 入	16,432	△ 1	16,431
18. 寄 附 金		211,000	△ 57,284	153,716
	1. 寄 附 金	211,000	△ 57,284	153,716
19. 繰 入 金		2,183,356	40,726	2,224,082
	1. 基 金 繰 入 金	2,183,115	40,726	2,223,841
21. 市 債		4,817,164	△ 242,300	4,574,864
	1. 市 債	4,817,164	△ 242,300	4,574,864
歳 入 合 計		44,781,447	△ 503,710	44,277,737

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		5,009,493	△ 227,901	4,781,592
	1. 総 務 管 理 費	4,388,463	△ 227,901	4,160,562
3. 民 生 費		11,197,376	0	11,197,376
	1. 社 会 福 祉 費	3,986,359	0	3,986,359
	2. 老 人 福 祉 費	1,331,753	0	1,331,753
	3. 児 童 福 祉 費	3,554,633	0	3,554,633
4. 衛 生 費		4,150,186	△ 75,724	4,074,462
	1. 保 健 衛 生 費	2,478,229	0	2,478,229
	2. 清 掃 費	1,671,957	△ 75,724	1,596,233
6. 農 林 水 産 業 費		1,252,543	9,744	1,262,287
	1. 農 業 費	569,416	0	569,416
	2. 畜 産 業 費	149,630	59	149,689
	3. 林 業 費	108,726	9,685	118,411
	4. 水 産 業 費	424,771	0	424,771
7. 商 工 費		936,019	650	936,669
	1. 商 工 費	936,019	650	936,669
8. 土 木 費		2,294,630	△ 90,076	2,204,554
	5. 都 市 計 画 費	395,625	△ 90,076	305,549
9. 消 防 費		2,346,991	0	2,346,991
	1. 消 防 費	2,346,991	0	2,346,991
10. 教 育 費		7,642,283	△ 160,403	7,481,880
	1. 教 育 総 務 費	842,447	0	842,447
	2. 小 学 校 費	976,187	△ 75,735	900,452
	3. 中 学 校 費	878,038	△ 64,981	813,057
	4. 社 会 教 育 費	803,374	1,273	804,647
	5. 保 健 体 育 費	4,142,237	△ 20,960	4,121,277
11. 公 債 費		4,043,435	0	4,043,435
	1. 公 債 費	4,043,435	0	4,043,435
12. 諸 支 出 金		5,608,935	40,000	5,648,935
	1. 公 営 企 業 費	5,608,935	40,000	5,648,935
歳 出 合 計		44,781,447	△ 503,710	44,277,737

第2表

継 続 費 補 正

(変 更)

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2. 総務費	1. 総務管理費	デジタル防災センター整備事業	1,191,137	令和6年度	264,000	1,058,637	令和6年度	131,500
				令和7年度	927,137		令和7年度	927,137
10. 教育費	2. 小学校費	小学校冷房設備整備事業	318,000	令和6年度	191,000	295,831	令和6年度	168,831
				令和7年度	127,000		令和7年度	127,000
10. 教育費	3. 中学校費	中学校冷房設備整備事業	318,000	令和6年度	191,000	273,917	令和6年度	146,917
				令和7年度	127,000		令和7年度	127,000

第3表

地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備 小学校整備 中学校整備	千円 82,600 344,200 370,000	普通貸借	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式による 借り入れに おいては当 該見直し後 の利率)	借入先融資 条件による	千円 103,300 250,700 289,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

(廃 止)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
街路整備	千円 88,700	普通貸借	5.0%以内	借入先融資 条件による	—	—	—	—	決算見込みに係 る予算執行状況 による

	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
変更及び廃止後の累計	4,817,164				4,574,864			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,644,885	△ 15,670	5,629,215
2. 地 方 譲 与 税	272,000	0	272,000
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	0	3,000
4. 配 当 割 交 付 金	17,000	0	17,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,000	0	9,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	94,000	0	94,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,685,000	0	1,685,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000	0	25,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	80,083	0	80,083
10. 地 方 特 例 交 付 金	270,469	0	270,469
11. 地 方 交 付 税	12,255,390	0	12,255,390
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,468	0	4,468
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	110,144	0	110,144
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	243,804	△ 22,771	221,033
15. 国 庫 支 出 金	10,068,355	△ 166,324	9,902,031
16. 県 支 出 金	3,079,295	△ 40,086	3,039,209
17. 財 産 収 入	31,525	△ 1	31,524
18. 寄 附 金	211,000	△ 57,284	153,716
19. 繰 入 金	2,183,356	40,726	2,224,082
20. 諸 収 入	3,063,865	0	3,063,865
21. 市 債	4,817,164	△ 242,300	4,574,864
22. 繰 越 金	612,644	0	612,644
歳 入 合 計	44,781,447	△ 503,710	44,277,737

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	251,368	0	251,368				
2. 総 務 費	5,009,493	△ 227,901	4,781,592	△ 166,324	20,700	△ 113,254	30,977
3. 民 生 費	11,197,376	0	11,197,376			△ 3,293	3,293
4. 衛 生 費	4,150,186	△ 75,724	4,074,462	△ 110,000		△ 21,242	55,518
5. 労 働 費	23,188	0	23,188				
6. 農 林 水 産 業 費	1,252,543	9,744	1,262,287			△ 78,506	88,250
7. 商 工 費	936,019	650	936,669			5,883	△ 5,233
8. 土 木 費	2,294,630	△ 90,076	2,204,554		△ 88,700	△ 180	△ 1,196
9. 消 防 費	2,346,991	0	2,346,991	110,900		△ 42,854	△ 68,046
10. 教 育 費	7,642,283	△ 160,403	7,481,880	△ 40,986	△ 174,300	△ 69,884	124,767
11. 公 債 費	4,043,435	0	4,043,435			117,000	△ 117,000
12. 諸 支 出 金	5,608,935	40,000	5,648,935				40,000
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	44,781,447	△ 503,710	44,277,737	△ 206,410	△ 242,300	△ 206,330	151,330

歳入

第1款 市税

第4項 市たばこ税

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 市たばこ税	593,721	△ 15,670	578,051	1 現年課税分	△ 15,670	決算見込み
計	593,721	△ 15,670	578,051			

第14款 使用料及び手数料

第2項 手数料

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生手数料	103,619	△ 22,771	80,848	2 清掃手数料	△ 22,771	一般廃棄物処理手数料
計	134,271	△ 22,771	111,500			

第15款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫 補助金	349,854	△ 166,324	183,530	1 総務管理費 補助金	△ 166,324	災害時に備えた社会的需要インフラへの自衛的な 燃料備蓄の推進事業費補助金
計	5,846,044	△ 166,324	5,679,720			

第16款 県支出金

第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
9 教育費県補 助金	336,830	△ 40,986	295,844	3 保健体育費 補助金	△ 40,986	国民スポーツ大会市町村競技施設仮設等対応費補 助金
11 青森県核燃 料物質等取 扱税交付金	498,101	900	499,001	1 青森県核燃 料物質等取 扱税交付金	900	青森県核燃料物質等取扱税交付金
計	1,416,439	△ 40,086	1,376,353			

第17款 財産収入

第1項 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 利子及び配 当金	1,076	△ 1	1,075	12 ふるさと納 税寄附金基	△ 1	決算見込み
計	16,432	△ 1	16,431			

第18款 寄附金

第1項 寄附金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費寄附 金	211,000	△ 66,013	144,987	1 ふるさと納 税寄附金	△ 66,113	決算見込み <u>△ 66,113</u>
				2 まち・ひと ・しごと創 生寄附金	△ 900	まち・ひと・しごと創生寄附金 <u>△ 900</u>
				3 総務費寄附 金	1,000	総務費寄附金 <u>1,000</u>
2 教育費寄附 金	0	3,050	3,050	1 教育総務費 寄附金	550	子ども夢育成事業費寄附金 <u>550</u>
				2 教育費寄附 金	2,500	教育費寄附金 <u>2,500</u>
3 衛生費寄附 金	0	2,529	2,529	1 衛生費寄附 金	1,200	衛生費寄附金 <u>1,200</u>
				2 保健衛生費 寄附金	1,329	保健衛生費寄附金 <u>1,329</u>
4 商工費寄附 金	0	100	100	1 商工費寄附 金	100	産業振興費寄附金
5 土木費寄附 金	0	50	50	1 公園管理費 寄附金	50	公園管理費寄附金
6 農林水産業 費寄附金	0	1,000	1,000	1 農林水産業 費寄附金	1,000	農林水産業費寄附金
7 消防費寄附 金	0	2,000	2,000	1 消防費寄附 金	2,000	消防費寄附金
計	211,000	△ 57,284	153,716			

第19款 繰入金

第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 関根浜沿岸 漁業振興基 金繰入金	7,222	△ 135	7,087	1 関根浜沿岸 漁業振興基 金繰入金	△ 135	決算見込み
2 育英基金繰 入金	40,680	△ 6,690	33,990	1 育英基金繰 入金	△ 6,690	決算見込み
3 子ども夢育 成基金繰入 金	6,660	2,222	8,882	1 子ども夢育 成基金繰入 金	2,222	決算見込み
4 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	64,025	2	64,027	1 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	2	決算見込み
5 太陽の恵み 基金繰入金	165	1	166	1 太陽の恵み 基金繰入金	1	決算見込み
6 地域振興基 金繰入金	413,600	△ 56,165	357,435	1 地域振興基 金繰入金	△ 56,165	決算見込み
7 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	190,001	△ 76,120	113,881	1 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	△ 76,120	決算見込み
8 地域基盤案 定化基金繰 入金	310,000	△ 30,000	280,000	1 地域基盤案 定化基金繰 入金	△ 30,000	決算見込み
9 中小企業経 営安定化資 金利子補給 基金繰入金	2,280	△ 200	2,080	1 中小企業経 営安定化資 金利子補給 基金繰入金	△ 200	決算見込み
10 森林環境譲 与税基金繰 入金	76,189	△ 76,189	0	1 森林環境譲 与税基金繰 入金	△ 76,189	決算見込み
11 減債基金繰 入金	320,000	117,000	437,000	1 減債基金繰 入金	117,000	決算見込み
13 財政調整基 金繰入金	738,033	167,000	905,033	1 財政調整基 金繰入金	167,000	決算見込み
計	2,183,115	40,726	2,223,841			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	642,664	20,700	663,364	1 総務管理債	20,700	庁舎整備債
6 土木債	1,037,500	△ 88,700	948,800	3 都市計画債	△ 88,700	街路整備債
8 教育債	1,866,500	△ 174,300	1,692,200	1 小学校債	△ 93,500	小学校整備債 <u>△ 93,500</u>
				2 中学校債	△ 80,800	中学校整備債 <u>△ 80,800</u>
計	4,817,164	△ 242,300	4,574,864			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
	44,781,447	△ 503,710	44,277,737	

歳出

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位 千円)

第1表 総務省職員										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 企画費	369,324	△ 35,828	333,496			△ 41,194	5,366	7 報償費	△ 27,386	決算見込み
								10 需用費	△ 250	
								11 役務費	△ 561	
								12 委託料	△ 7,252	
								13 使用料及び賃借料	△ 379	
13 庁舎管理費	521,345	△ 133,981	387,364	△ 166,324	20,700		11,643	8 旅費	△ 1,000	決算見込み
								12 委託料	△ 3,944	
								13 使用料及び賃借料	△ 481	
								14 工事請負費	△ 128,556	
20 経営改善費	72,895	0	72,895			△ 5,700	5,700			財源更正
21 市民連携推進費	1,042	0	1,042			△ 246	246			財源更正
23 コミュニ ティセン ター管理 費	202,914	8,022	210,936				8,022	12 委託料	8,022	文化会館管理費
36 ふるさと 納税寄附 金基金費	190,001	△ 66,114	123,887			△ 66,114		24 積立金	△ 66,114	決算見込み
計	4,388,463	△ 227,901	4,160,562	△ 166,324	20,700	△ 113,254	30,977			

第3款 民生費
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

第1項 社会福祉費											(単位：千円)	
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他						
5 交通安全 対策費	10,762	0	10,762			△ 427	427			財源更正		
6 交通広場 管理費	1,547	0	1,547			△ 810	810			財源更正		
計	3,986,359	0	3,986,359			△ 1,237	1,237					

第3款 民生費

第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 老人福祉 総務費	231,440	0	231,440			△ 1,966	1,966		財源更正	
計	1,331,753	0	1,331,753			△ 1,966	1,966			

第3款 民生費

第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	545,429	0	545,429			1,000	△ 1,000		財源更正	
7 キッズパ ーク管理 費	14,296	0	14,296			△ 1,090	1,090		財源更正	
計	3,554,633	0	3,554,633			△ 90	90			

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 健康増進 費	93, 204	0	93, 204			1, 329	△ 1, 329		財源更正	
5 母子衛生 費	96, 370	0	96, 370			200	△ 200		財源更正	
計	2, 478, 229	0	2, 478, 229			1, 529	△ 1, 529			

第4款 衛生費

第2項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 じん芥処理費	1,625,620	△ 75,724	1,549,896	△ 110,000		△ 22,771	57,047	18 負担金補助及び交付金	△ 75,724	決算見込み
計	1,671,957	△ 75,724	1,596,233	△ 110,000		△ 22,771	57,047			

第6款 農林水産業費
第1項 農業費

(単位 千円)

第1表 歳入歳出決算書										（単位：千円）
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 農業振興 費	366,917	0	366,917			△ 916	916			財源更正
計	569,416	0	569,416			△ 916	916			

第6款 農林水産業費
第2項 畜産業費

(単位 千円)

第2表 畜産用具										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 畜産振興費	91,409	43	91,452				43	12 委託料	43	鯛島の館等指定管理料
3 牧野等管理費	36,950	16	36,966				16	12 委託料	16	むつ地区牧野等管理費
計	149,630	59	149,689				59			

第6款 農林水産業費
第3項 林業費

(単位 千円)

第1項 林業費										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 林業総務 費	29,166	0	29,166			△ 18,266	18,266			財源更正
2 林業振興 費	41,039	9,685	50,724			△ 40,536	50,221	24 積立金	9,685	森林環境譲与税基金積立 て
3 造林費	23,346	0	23,346			△ 981	981			財源更正
4 治山林道 費	15,175	0	15,175			△ 14,175	14,175			財源更正
計	108,726	9,685	118,411			△ 73,958	83,643			

第6款 農林水産業費
第4項 水産業費

(単位 千円)

第4項 水産用具										（単位：円）
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 水産振興 費	98,292	0	98,292			△ 3,632	3,632		財源更正	
計	424,771	0	424,771			△ 3,632	3,632			

第7款 商工費
第1項 商工費

(単位 千円)

第1表 同一表										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 商工振興 費	349,508	0	349,508			5,973	△ 5,973			財源更正
3 観光費	297,356	72	297,428			△ 501	573	12 委託料	72	観光施設管理費（大畑） 薬研温泉露天風呂・奥 薬研修景公園指定管理 料 決算見込み
5 むつ来さ まい館等 管理費	71,325	578	71,903				578	12 委託料	578	むつ来さまい館等指定管 理料
6 産業振興 費	36,297	0	36,297			411	△ 411			財源更正
計	936,019	650	936,669			5,883	△ 5,233			

第8款 土木費
第5項 都市計画費

(単位 千円)

第3項 都市計画費				補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 公園管理 費	27,113	0	27,113			51	△ 51			財源更正
5 街路整備 費	90,076	△ 90,076	0		△ 88,700		△ 1,376	14 工事請負 費	△ 10,340	決算見込み
								16 公有財産 購入費	△ 5,147	
								21 補償補て ん及び賠 償金	△ 74,589	
7 景観費	5,922	0	5,922			△ 231	231			財源更正
計	395,625	△ 90,076	305,549		△ 88,700	△ 180	△ 1,196			

第9款 消防費
第1項 消防費

(単位 千円)

第1表 消防費										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 常備消防費	1,840,313	0	1,840,313	110,900		△ 30,000	△ 80,900			財源更正
3 水防対策費	117	0	117			△ 72	72			財源更正
4 防災対策費	377,045	0	377,045			△ 12,678	12,678			財源更正
5 消防施設整備費	17,653	0	17,653			△ 104	104			財源更正
計	2,346,991	0	2,346,991	110,900		△ 42,854	△ 68,046			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位 千円)

第1項 教育総務費				補正額の財源内訳					節		（単位：千円）	
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	説	明	
				国 県 支出金	地方債	その他						
3 義務教育 振興費	254,559	0	254,559			△ 2,934	2,934			財源更正		
5 学務管理 費	267,757	0	267,757			△ 7,190	7,190			財源更正		
計	842,447	0	842,447			△ 10,124	10,124					

第10款 教育費
第2項 小学校費

(単位 千円)

第2項 小学校費		補正額の財源内訳									(単位:千円)	
目	補正前 の額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	節		説 明		
				国 県 支出金	地方債	その他		区 分	金 額			
1 小学校管理費	968,769	△ 75,735	893,034		△ 93,500	△ 29,876	47,641	14 工事請負費	△ 75,735	決算見込み		
2 小学校教育振興費	7,418	0	7,418			△ 2,105	2,105			財源更正		
計	976,187	△ 75,735	900,452		△ 93,500	△ 31,981	49,746					

第10款 教育費
第3項 中学校費

(単位 千円)

第3項 中学校費										
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 中学校管理費	870,973	△ 64,981	805,992		△ 80,800	△ 26,289	42,108	14 工事請負費	△ 64,981	決算見込み
2 中学校教育振興費	7,065	0	7,065			△ 3,490	3,490			財源更正
計	878,038	△ 64,981	813,057		△ 80,800	△ 29,779	45,598			

第10款 教育費
第4項 社会教育費

(単位 千円)

第4項 社会教育費

（単位：千円）

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
5 下北自然の家管理費	91,261	1,273	92,534				1,273	12 委託料	1,273	下北自然の家指定管理料
6 地域文化・スポーツクラブ推進費	196,339	0	196,339			2,000	△ 2,000			財源更正
計	803,374	1,273	804,647			2,000	△ 727			

第10款 教育費
第5項 保健体育費

(単位 千円)

第3項 保健体育費				補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 保健体育 総務費	350,066	△ 40,986	309,080	△ 40,986				14 工事請負 費	△ 40,986	決算見込み
4 体育施設 管理費	229,606	4,483	234,089				4,483	12 委託料	4,483	むつ運動公園・むつ市釜 臥山スキー場指定管理料 <u>3,437</u> 大畑中央公園指定管理料 <u>1,046</u>
7 おおみな と臨海公 園管理費	217,903	15,543	233,446				15,543	12 委託料	15,543	ウェルネスパーク・アリ ーナ指定管理料
計	4,142,237	△ 20,960	4,121,277	△ 40,986			20,026			

第11款 公債費
第1項 公債費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 元金	3, 889, 653	0	3, 889, 653			117, 000	△ 117, 000		財源更正	
計	4, 043, 435	0	4, 043, 435			117, 000	△ 117, 000			

第12款 諸支出金
第1項 公営企業費

(単位 千円)

補正額の財源内訳										
目	補正前 の 額	補正額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	節		説 明
				国 県 支出金	地方債	その他		区 分	金 額	
1 公営企業 費	5,608,935	40,000	5,648,935				40,000	18 負担金補 助及び交 付金	40,000	下北医療センター負担金 40,000 むつ総合病院 40,000
計	5,608,935	40,000	5,648,935				40,000			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				(単位：千円)
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
	44,781,447	△ 503,710	44,277,737	△ 206,410	△ 242,300	△ 206,330	151,330	

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 までの支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 ま で の 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総額に對す る 進 捗 率	
			年度	年割額	左の財源内訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国県支出金	地方債	その他							
2. 総務費	1. 総務管理費	デジタル防災センター	補										%	
			正	6	264,000	238,600	24,900	500		25,179	25,179		2.1	
			前	7	927,137	807,323	110,800	9,014				1,165,958	97.9	
			額	計	1,191,137	1,045,923	135,700	9,514		25,179	25,179	1,165,958	100.0	
		整備事業	補										%	
			正	6	131,500	72,276	45,600	13,624		36,500	36,500		3.4	
			後	7	927,137	807,323	110,800	9,014				1,022,137	96.6	
			額	計	1,058,637	879,599	156,400	22,638		36,500	36,500	1,022,137	100.0	
	10. 教育費	小学校	補										%	
			正	6	191,000		143,200	47,800		82,654	82,654		26.0	
			前	7	127,000		63,500	63,500				235,346	74.0	
			額	計	318,000		206,700	111,300		82,654	82,654	235,346	100.0	
		校整備事業	補										%	
			正	6	168,831		46,300	122,531		74,006	74,006		25.0	
			後	7	127,000		63,500	63,500				221,825	75.0	
			額	計	295,831		109,800	186,031		74,006	74,006	221,825	100.0	

(単位 千円)

(単位：千円)														
款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度末 ま での 支 出 額	前 年 度 末 までの支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 ま での 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総額に 対 する 進 捗 率	
			年度	年割額	左の財源内訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国県支出金	地方債	その他							
10. 教 育 費	3. 中 学 校 学 校 冷 房 設 備 校 整 備 事 業 費	中 学 校 冷 房 の 設 備 整 備 の 事 業 額	補										%	
			正	6	191,000		143,200	47,800			55,716	55,716		17.5
			前	7	127,000		68,400	58,600					262,284	82.5
			額	計	318,000		211,600	106,400			55,716	55,716	262,284	100.0
			補											%
			正	6	146,917		62,400	84,517			51,428	51,428		18.8
			後	7	127,000		68,400	58,600					222,489	81.2
			の	計	273,917		130,800	143,117			51,428	51,428	222,489	100.0

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	36,257,561	36,394,134	4,817,164	△ 242,300	4,574,864	3,885,578		3,885,578	37,325,721	△ 242,300	37,083,421
(1)総務	16,742,440	15,368,606	642,664	20,700	663,364	1,982,498		1,982,498	14,028,772	20,700	14,049,472
(2)民生	499,574	550,294	75,000		75,000	57,058		57,058	568,236		568,236
(3)衛生	935,957	1,490,882	104,200		104,200	65,277		65,277	1,529,805		1,529,805
(4)農林水産業	1,369,977	1,321,371	556,100		556,100	210,626		210,626	1,666,845		1,666,845
(5)商工	99,656	105,450	81,300		81,300	21,079		21,079	165,671		165,671
(6)土木	4,346,427	4,275,200	865,800	△ 88,700	777,100	528,778		528,778	4,612,222	△ 88,700	4,523,522
(7)公営住宅	1,728,497	2,307,838	171,700		171,700	204,698		204,698	2,274,840		2,274,840
(8)消防	1,415,821	1,937,281	280,600		280,600	134,409		134,409	2,083,472		2,083,472
(9)教育	7,819,241	7,762,294	1,866,500	△ 174,300	1,692,200	584,870		584,870	9,043,924	△ 174,300	8,869,624
(10)公営企業	1,299,971	1,274,918	173,300		173,300	96,284		96,284	1,351,934		1,351,934
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,804,517	2,796,257	368,400		368,400	340,008		340,008	2,824,649		2,824,649
2. 災害復旧債	119,800	147,900							143,825		143,825
(1)公共施設											
(2)衛生											
(3)農林水産業											
(4)土木	119,800	147,900							143,825		143,825
(5)商工											
(6)教育											
合 計	36,377,361	36,542,034	4,817,164	△ 242,300	4,574,864	3,889,653		3,889,653	37,469,546	△ 242,300	37,227,246

むつ市議会第264回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表

目

次

議案第 2 6 号	むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例新旧対照表	
	第 1 条による改正	5
	第 2 条による改正	6
議案第 2 7 号	むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表	13
	附則第 3 項によるむつ市こどもの笑顔まんなか条例の一部改正新旧対照表	15
	附則第 4 項によるむつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表	15
議案第 2 8 号	むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	17
報告第 1 5 号	むつ市税条例の一部を改正する条例新旧対照表	19
報告第 1 6 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	29
報告第 1 7 号	むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	31
報告第 1 8 号	むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	33

議案第 26 号参考資料

むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例新旧対照表

第 1 条による改正

改 正 案			現 行		
別表（第 7 条関係） 1 会議室等			別表（第 7 条関係）		
区 分	使用料（1 時間につき）		区 分	使用料（1 時間につき）	
	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合		営利を目的としない場合	営利を目的とする場合
イベントホール	1, 730 円	5, 760 円	イベントホール A	1, 730 円	5, 760 円
会議室	920 円	1, 730 円	イベントホール B	1, 730 円	5, 760 円
調理室	920 円	1, 730 円	会議室	920 円	1, 730 円
ミニギャラリー	1, 150 円	2, 300 円	調理室	920 円	1, 730 円
こみせ広場（1 区画）	110 円	340 円	ミニギャラリー	1, 150 円	2, 300 円
スタジオ	450 円	920 円	こみせ広場（1 区画）	110 円	340 円
			スタジオ	450 円	920 円
備考 1 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間として計算する。 2 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。			備考 1 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間として計算する。 2 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。		
2 売店施設					
区 分	使用料（1 月につき）				

売店施設	232,400円
備考 1 使用期間に1月未満の端数が生じたときは、その端数部分を日割りで計算する。 2 次に掲げる費用は、売店施設の使用者の負担とする。 (1) 売店施設の使用に係る電気料及び通信費 (2) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用 (3) 前2号のほか、市長が指定する費用	

第2条による改正

改 正 案	現 行										
(名称及び位置) 第2条 産業会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>むつ来^かさまい館</td><td>むつ市田名部町10番1号</td></tr> <tr> <td><u>むつまちなかオフィス</u></td><td><u>むつ市柳町一丁目10番25号</u></td></tr> </tbody> </table> (業務) 第3条 産業会館は、次に掲げる業務を行う。 (1)・(2) (略) (3) <u>産業会館</u>の施設の提供に関すること。	名 称	位 置	むつ来 ^か さまい館	むつ市田名部町10番1号	<u>むつまちなかオフィス</u>	<u>むつ市柳町一丁目10番25号</u>	(名称及び位置) 第2条 産業会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>むつ来^かさまい館</td><td>むつ市田名部町10番1号</td></tr> </tbody> </table> (業務) 第3条 <u>むつ来^かさまい館</u>（以下「館」という。）は、次に掲げる業務を行う。 (1)・(2) (略) (3) <u>館</u>の施設の提供に関すること。	名 称	位 置	むつ来 ^か さまい館	むつ市田名部町10番1号
名 称	位 置										
むつ来 ^か さまい館	むつ市田名部町10番1号										
<u>むつまちなかオフィス</u>	<u>むつ市柳町一丁目10番25号</u>										
名 称	位 置										
むつ来 ^か さまい館	むつ市田名部町10番1号										

(4) 前3号に掲げるもののほか、産業会館の設置目的を達成するために必要な業務

(開館時間等)

第4条 産業会館の開館時間は、午前8時から午後8時までとする。ただし、むつ来^かさい館の施設のうち、こみせ広場の使用時間については、午前6時から午後9時までとする。

2 (略)

(休館日)

第5条 産業会館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(使用の許可)

第6条 産業会館の施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に産業会館の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の施設の使用が次のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

(1) 産業会館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 産業会館の設置の目的に反するとき。

(3) その他産業会館の管理上支障があると認めるとき。

(むつまちなかオフィスの使用期間)

(4) 前3号に掲げるもののほか、館の設置目的を達成するために必要な業務

(開館時間等)

第4条 館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、館の施設のうち、こみせ広場の使用時間については、午前6時から午後9時までとする。

2 (略)

(休館日)

第5条 館の休館日は、1月1日とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(使用の許可)

第6条 館の施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に館の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の施設の使用が次のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

(1) 館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 館の設置の目的に反するとき。

(3) その他館の管理上支障があると認めるとき。

第6条の2 むつまじなかオフィスの使用を許可する期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを更新することができる。

2 前項ただし書の規定により使用期間を更新しようとする者は、前条第1項の規定の例により1年ごとに市長の許可を受けなければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(使用料の納付等)

第7条 第6条又は前条の規定により使用の許可を受けた者は、第14条の規定により法人その他の団体であって市長が指定するものが産業会館の管理を行う場合を除き、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由により産業会館の当該施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

(使用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、使用の中止を命じ、又は使用を制限することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 第6条第2項(第6条の2第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。

(5)～(7) (略)

2 (略)

(特殊物件の搬入等)

第10条 使用者は、産業会館の使用に当たって、特別の施設若しくは設備を

(使用料の納付等)

第7条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、第14条の規定により法人その他の団体であって市長が指定するものが館の管理を行う場合を除き、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由により館の当該施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

(使用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、使用の中止を命じ、又は使用を制限することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(5)～(7) (略)

2 (略)

(特殊物件の搬入等)

第10条 使用者は、館の使用に当たって、特別の施設若しくは設備を設け、

設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、産業会館の使用を終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、直ちにその使用の施設、設備等を原状に回復しなければならない。

2 (略)

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、その使用により、産業会館の施設、設備等を損傷し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 産業会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第15条 指定管理者に産業会館の管理を行わせることとした場合の産業会館の開館時間及び休館日は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に定める開館時間及び第5条に定める休館日を基準として、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 (略)

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、館の使用を終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、直ちにその使用の施設、設備等を原状に回復しなければならない。

2 (略)

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、その使用により、館の施設、設備等を損傷し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第15条 指定管理者に館の管理を行わせることとした場合の館の開館時間及び休館日は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に定める開館時間及び第5条に定める休館日を基準として、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 (略)

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 産業会館の施設、設備及び備品等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、産業会館の管理に関する業務

2 指定管理者が産業会館の管理を行う場合における第6条、第6条の2、第9条、第10条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 指定管理者が産業会館の管理を行う場合にあつては、使用者は施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2～5 (略)

別表（第7条関係）

1 むつ来さまい館
ア 会議室等

区 分	使用料（1時間につき）	
	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合
<u>イベントホール</u>	<u>1, 730円</u>	<u>5, 760円</u>
<u>会議室</u>	<u>920円</u>	<u>1, 730円</u>
<u>調理室</u>	<u>920円</u>	<u>1, 730円</u>
<u>ミニギャラリー</u>	<u>1, 150円</u>	<u>2, 300円</u>
<u>こみせ広場（1区画）</u>	<u>110円</u>	<u>340円</u>

- (1) (略)
- (2) 館の施設、設備及び備品等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館の管理に関する業務

2 指定管理者が館の管理を行う場合における第6条、第9条、第10条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 指定管理者が館の管理を行う場合にあつては、使用者は施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2～5 (略)

別表（第7条関係）

1 会議室等

区 分	使用料（1時間につき）	
	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合
<u>イベントホール</u>	<u>1, 730円</u>	<u>5, 760円</u>
<u>会議室</u>	<u>920円</u>	<u>1, 730円</u>
<u>調理室</u>	<u>920円</u>	<u>1, 730円</u>
<u>ミニギャラリー</u>	<u>1, 150円</u>	<u>2, 300円</u>
<u>こみせ広場（1区画）</u>	<u>110円</u>	<u>340円</u>

スタジオ	450円	920円
------	------	------

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。
- 2 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。

イ 売店施設

区 分	使用料（1月につき）
売店施設	232,400円

備考

- 1 使用期間に1月未満の端数が生じたときは、その端数部分を日割りで計算する。
- 2 次に掲げる費用は、売店施設の使用者の負担とする。
 - (1) 売店施設の使用に係る電気料及び通信費
 - (2) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用
 - (3) 前2号のほか、市長が指定する費用

2 むつまちなかオフィス

区 分	使用料（1月につき）
事務室A	72,800円
事務室B	310,800円
事務室C	183,400円
事務室D	187,600円
事務室E	43,400円

スタジオ	450円	920円
------	------	------

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。
- 2 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。

2 売店施設

区 分	使用料（1月につき）
売店施設	232,400円

備考

- 1 使用期間に1月未満の端数が生じたときは、その端数部分を日割りで計算する。
- 2 次に掲げる費用は、売店施設の使用者の負担とする。
 - (1) 売店施設の使用に係る電気料及び通信費
 - (2) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用
 - (3) 前2号のほか、市長が指定する費用

事務室F	<u>42,000円</u>
事務室G	<u>109,200円</u>
事務室H	<u>50,400円</u>

備考

- 1 使用期間に1月未満の端数が生じたときは、その端数部分を日割りで計算する。
- 2 次に掲げる費用は、むつまちなかオフィスの使用者の負担とする。
 - (1) 事務室の使用に係る電気料及び通信費
 - (2) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用
 - (3) 前2号のほか、市長が指定する費用

議案第 27 号参考資料

むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>むつ市こども・子育て会議条例</u> <u>(設置)</u> 第 1 条 <u>こども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 13 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、むつ市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）を置く。</u> <u>(定義)</u> 第 2 条 この条例において使用する用語は、<u>基本法及び支援法</u>において使用する用語の例による。 <u>(所掌事務)</u> 第 3 条 <u>こども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。</u> (1) <u>基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画の策定又は変更、実施及び評価に関すること。</u> (2) <u>支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務に関すること。</u> (3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、こども施策の実施に関し市長が必要と認める事項</u> <u>(組織)</u>	<u>むつ市子ども・子育て会議条例</u> <u>(設置)</u> 第 1 条 <u>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する環境を整備するため、むつ市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</u> <u>(定義)</u> 第 2 条 この条例において使用する用語は、<u>法</u>において使用する用語の例による。 <u>(所掌事務)</u> 第 3 条 <u>子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法に規定する事務に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。</u> <u>(組織)</u>

第4条 こども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募によるこどもの保護者

(2)・(3) (略)

(4) こども施策に関する事業に従事する者

(5) こども施策に関し学識経験のある者

(6) (略)

2・3 (略)

(会長及び副会長)

第6条 こども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、こども・子育て会議を代表する。

3 (略)

(会議)

第7条 こども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2～4 (略)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4条 子ども・子育て会議は、委員17人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による子どもの保護者

(2)・(3) (略)

(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) (略)

2・3 (略)

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 (略)

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2～4 (略)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則第3項による改正（むつ市こどもの笑顔まんなか条例の一部改正新旧対照表）

改 正 案	現 行
（意見の尊重） 第18条 市は、こどもオンブズパーソンから第16条第4号の規定により意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置を講ずる<u>ものとする</u>。 （評価及び検証） 第22条 計画の実施結果の評価及び検証は、<u>むつ市こども・子育て会議条例</u>（平成25年むつ市条例第27号）第1条に規定する<u>むつ市こども・子育て会議</u>が行うものとする。 2 （略）	（意見の尊重） 第18条 市は、こどもオンブズパーソンから第16条第4号の規定により意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置を講ずる<u>もの</u>する。 （評価及び検証） 第22条 計画の実施結果の評価及び検証は、<u>むつ市子ども・子育て会議条例</u>（平成25年むつ市条例第27号）第1条に規定する<u>むつ市子ども・子育て会議</u>が行うものとする。 2 （略）

附則第4項による改正（むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表）

改 正 案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区 分		報 酬 の 額	費 用 弁 償 の 額	区 分		報 酬 の 額	費 用 弁 償 の 額
(略)				(略)			
こども・子育て会議委員							
(略)							

議案第 28 号参考資料

むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表第 2（第 3 条関係）					別表第 2（第 3 条関係）				
下水道事業	施設の名称	処理区域面積 (ヘクタール)	処理人口 (人)	1 日最大処理能力 (立方メートル)	下水道事業	施設の名称	処理区域面積 (ヘクタール)	処理人口 (人)	1 日最大処理能力 (立方メートル)
公共下水道事業	公共下水道	<u>373.6</u>	<u>7,900</u>	<u>5,870</u>	公共下水道事業	公共下水道	<u>1,575</u>	<u>28,000</u>	<u>16,100</u>
(略)					(略)				

報告第 15 号参考資料

むつ市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(公示送達) 第 8 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面をむつ市公告式条例（昭和 34 年むつ市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u> (所得割の課税標準) 第 17 条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 20 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>施行規則</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5・6 (略) (所得控除)	(公示送達) 第 8 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、むつ市公告式条例（昭和 34 年むつ市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u> (所得割の課税標準) 第 17 条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 20 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5・6 (略) (所得控除)

第18条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第20条の2 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第

第18条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第20条の2 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若し

1項第12号に規定する特定親族をいう。第20条の3の2第1項第3号及び第20条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第18条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第12条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第11条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2か月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第20条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」とい

くは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第18条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第12条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第11条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2か月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第20条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」とい

う。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第20条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げ

う。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第20条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

る事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

(種別割の税率)

第58条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの (ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの (ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

(種別割の税率)

第58条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの 又は 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの 又は 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第 6 5 条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 (第 5 8 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) (略)

3 (略)

附 則

(固定資産税に係る法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 9 条の 2 (略)

2・3 (略)

4 固定資産税に係る法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

5・6 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 9 条の 3 (略)

2～1 3 (略)

1 4 市長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合にお

第 6 5 条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) (略)

3 (略)

附 則

(固定資産税に係る法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 9 条の 2 (略)

2・3 (略)

4 固定資産税に係る法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

5・6 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 9 条の 3 (略)

2～1 3 (略)

いても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第
１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第
１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号
に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の
９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定に
かかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

１５・１６ （略）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第１５条の２ （略）

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１５条の２の２ 令和８年４月１日以後に第６９条の２第１項の売渡し又は
同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）
が行われた加熱式たばこ（第６９条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、
第７０条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条
において同じ。）に係る第７１条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項
の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に
定める方法により換算した紙巻たばこ（第６９条第１号アに掲げる紙巻たば
こをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を
原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻い
た加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規
則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって
喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルタ
ーその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量

１４・１５ （略）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第１５条の２ （略）

を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第70条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第70条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たば

こ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

（都市計画税に係る法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合）

第 2 5 条の 3 都市計画税に係る法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第 2 6 条 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) （略）

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

（都市計画税に係る法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合）

第 2 5 条の 3 都市計画税に係る法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第 2 6 条 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。））（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) （略）

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別 (4)～(6) (略) 第 3 4 条 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から<u>第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 1 2 4 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは、「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。	<u>(平成 1 8 年政令第 3 7 9 号)</u> 第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別 (4)～(6) (略) 第 3 4 条 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から<u>第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 1 2 4 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは、「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。
--	---

報告第 16 号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(課税額) 第 3 条 (略) 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。以下次項及び第 4 項において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>6 6 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 6 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 6 万円</u> とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、<u>6 6 万円</u>）及び同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 6 万円</u> を超える場合には、<u>2 6 万円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及び	(課税額) 第 3 条 (略) 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。以下次項及び第 4 項において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>6 5 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 万円</u> とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、<u>6 5 万円</u>）及び同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、<u>2 4 万円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及び

カに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

2・3 (略)

カに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

2・3 (略)

報告第 17 号参考資料

むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(不均一課税) 第 2 条 認定産業振興促進計画に記載された法第 9 条の 2 第 2 項第 4 号に掲げる計画期間の初日（以下「計画期間の初日」という。）から<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>までの間に、対象施設等である家屋及び償却資産であって取得価額の合計額が 5 0 0 万円（製造の事業又は旅館業の用に供する施設又は設備の取得である場合は、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 10 項第 1 号に規定する資本金の額等が 1, 0 0 0 万円超 5, 0 0 0 万円以下である法人にあつては 1, 0 0 0 万円、資本金の額等が 5, 0 0 0 万円超である法人にあつては 2, 0 0 0 万円）以上のもの並びに当該家屋の敷地である土地（計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税については、不均一の課税（以下「不均一課税」という。）をする。 附 則 1 (略) 2 この条例は、<u>令和 17 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。	(不均一課税) 第 2 条 認定産業振興促進計画に記載された法第 9 条の 2 第 2 項第 4 号に掲げる計画期間の初日（以下「計画期間の初日」という。）から<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までの間に、対象施設等である家屋及び償却資産であって取得価額の合計額が 5 0 0 万円（製造の事業又は旅館業の用に供する施設又は設備の取得である場合は、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 10 項第 1 号に規定する資本金の額等が 1, 0 0 0 万円超 5, 0 0 0 万円以下である法人にあつては 1, 0 0 0 万円、資本金の額等が 5, 0 0 0 万円超である法人にあつては 2, 0 0 0 万円）以上のもの並びに当該家屋の敷地である土地（計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税については、不均一の課税（以下「不均一課税」という。）をする。 附 則 1 (略) 2 この条例は、<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。

報告第 18 号参考資料

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(課税免除) 第 2 条 法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意（当該同意が令和 10 年 3 月 31 日までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から令和 10 年 3 月 31 日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設（以下「対象施設」という。）で次に掲げる要件に該当するもの（以下「適用対象施設」という。）を同条第 2 項第 1 号に規定する促進区域内に設置した法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号。以下「総務省令」という。）第 3 条第 2 号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに関し、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。 (1)・(2) (略)	(課税免除) 第 2 条 法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意（当該同意が令和 7 年 3 月 31 日までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設（以下「対象施設」という。）で次に掲げる要件に該当するもの（以下「適用対象施設」という。）を同条第 2 項第 1 号に規定する促進区域内に設置した法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号。以下「総務省令」という。）第 3 条第 2 号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに関し、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。 (1)・(2) (略)